

大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程を公布する。

令和4年9月30日

大阪広域水道企業団

企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第13号

大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員就業規則（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別休暇) 第25条 (略) (1)～(11) (略) (12) 妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日以内で必要と認める日又は時間 (13)～(25) (略) 2 (略)	(特別休暇) 第25条 (略) (1)～(11) (略) (12) 妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前の日から当該出産の日後16週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日以内で必要と認める日又は時間 (13)～(25) (略) 2 (略)

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。